

京都市消防局訓令甲第4号

各 部

消 防 学 校

各 消 防 署

京都市消防装備規程の一部を次のように改正する。

令和3年3月30日

京都市消防局長 山内 博貴

別表第1 消防機械の項中 「水槽車」 を

「水槽車
ブーム付水槽車」 に改め、「資器材搬送車」 を

「資器材搬送車
救助器材搬送車」 に改め、「災害現場指揮支援車」 を削る。

第1号様式中注3を同注4とし、同注2中「最終の」を「準中型自動車免許（5t 限定含む。）及び普通自動車免許のいずれかを最初に取得した」に改め、同注2を同注3とし、同注1の次に次のように加える。

2 運転免許の種類欄には、大型、中型、限定中型、準中型、限定準中型及び普通の区分により記入すること。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

(消防局消防学校支援課)